

令和7年度 第23回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和8年3月24日

担当部・課：市民生活部地域協働課〔内線3313〕

① 件名	石巻市住民自治組織設立支援事業補助金の廃止について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 協働によるまちづくりを推進するため、地域の課題の解決へ向けた取組や、地域の特性や資源を活かした個性ある地域づくりを行うことを目的とした、住民自治組織の設立へ向けた事業を実施する団体に対して、事業や会議費用等に係る補助金を交付することにより、組織の設立支援を行ってきた。</p> <p>【目的】 令和7年8月に市内全地区で住民自治組織が設立されたことにより、目的が達成されたため、当該補助金を廃止するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 石巻市住民自治組織設立支援事業補助金交付要綱（平成22年告示第218号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第1章 住民同士の絆・支え合いで安全安心に暮らせるまち 第1節 共生型社会に向けた地域コミュニティ活動活性化の充実 1 コミュニティ活動の活性化を図る</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<p>平成22年10月 石巻市住民自治組織設立支援事業補助金交付要綱施行 平成24年 7月 石巻市住民自治組織設立支援事業補助金交付要綱一部改正 令和 7年 8月 市内全16地区で住民自治組織が設立</p>
⑤ 主な内容	石巻市住民自治組織設立支援事業補助金を廃止する。
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	<p>【影響・効果】 市内全地区で住民自治組織が設立されたため、影響はない。</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	令和8年3月 石巻市住民自治組織設立支援事業補助金交付要綱廃止 (施行予定年月日：令和8年4月1日)
⑨ その他	経過措置として、告示による廃止前の石巻市住民自治組織設立支援事業補助金交付要綱第13条（関係書類の保管）の規定は、告示の施行の日以後においても、なおその効力を有する。